

AVANT
GROUP



2026 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社アバントグループ
代表者名 代表取締役社長 森川 徹治
(コード:3836、東証プライム市場)
問合せ先 取締役財務担当 春日 尚義
(TEL:03-6388-6739)

取締役に対する株式報酬制度の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役を対象として導入しております信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の内容を一部変更することを決議し、これに関する議案（以下「本議案」といいます。）を、2026 年 9 月 25 日開催予定の第 30 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今回の変更は、本制度の対象者に、監査等委員である取締役及び社外取締役を追加するものです。

本制度は、取締役と株主の皆様との価値共有を一層促進するとともに、当社の持続的な企業価値向上に対する意識を高めることを目的として導入しております。

今般、監査等委員である取締役及び社外取締役についても、株式を保有することを通じて株主の皆様との価値共有を一層促進することが、当社の持続的な企業価値向上に資すると考え、本制度の対象者に追加することといたしました。

なお、今回の変更は、対象となる取締役の報酬総額を増額するものではなく、従来の金銭報酬の一部を株式報酬に置き換えるものです。

また、監査等委員である取締役及び社外取締役は、客観的かつ独立した立場から経営の監督・監査を行う役割を担っていることを踏まえ、本制度に基づきこれらの取締役に付与するポイントは、当社の業績には連動せず、一定数といたします。

記

1. 本制度の内容の一部変更について

本株主総会において本議案が原案のとおり承認可決されることを条件として、本制度の内容を一部変更します。主な変更点は以下のとおり（下線部分が変更箇所）です。

<主な変更点>

項目	変更前	変更後
① 本制度の対象者	当社の取締役（ <u>監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。</u> ）	<u>（i）当社の監査等委員以外の取締役（社外取締役を含みます。）</u> <u>（ii）当社の監査等委員である取締役</u>
② 対象期間	2024年10月1日から2028年9月末日まで（ただし、当社の取締役会の決定により、5年以内の期間を都度定めて延長することができるものとする）	<u>（i）上記①の（i）の取締役のうち、（i）-（1）社外取締役を除く取締役：</u> 2024年10月1日から2028年9月末日まで <u>（i）-（2）社外取締役：2026年10月1日から2028年9月末日まで</u> <u>（ii）上記①の（ii）の取締役：2026年10月1日から2028年9月末日まで</u> （ただし、当社の取締役会の決定により、5年以内の期間を都度定めて延長することができるものとする）
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が本信託に拠出する金銭の上限	合計金 400,000 千円（対象期間を延長した場合は、延長した対象期間の年数に金 100,000 千円を乗じた金額）	<u>（i）上記①の（i）の取締役のうち、（i）-（1）社外取締役を除く取締役：金 400,000 千円（対象期間を延長した場合は、延長した対象期間の年数に金 100,000 千円を乗じた金額）</u> <u>（i）-（2）社外取締役：金 40,000 千円（対象期間を延長した場合は、延長した対象期間の年数に金 20,000 千円を乗じた金額）</u> <u>（ii）上記①の（ii）の取締役：金 40,000 千円（対象期間を延長した場合は、延長した対象期間の年数に金 20,000 千円を乗じた金額）</u>
④ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり 100,000 ポイント（ただし、 <u>取締役 1 名あたり 60,000 ポイント</u> ）	<u>（i）上記①の（i）の取締役のうち、（i）-（1）社外取締役を除く取締役：1 事業年度あたり 100,000 ポイント（ただし、1 名あたり 60,000 ポイ</u>

		ント) <u>(i)-(2)社外取締役：1 事業年度あたり 20,000 ポイント（ただし、1 名あたり 10,000 ポイント）</u> <u>(ii)上記①の(ii)の取締役：1 事業年度あたり 20,000 ポイント（ただし、1 名あたり 10,000 ポイント）</u>
⑤ ポイント付与基準	当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、役位及び業績目標の達成度等に応じた数のポイントを上記④の範囲内で付与	当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、以下のとおり、ポイントを上記④の範囲内で付与。 <u>(i)上記①の(i)の取締役のうち、</u> <u>(i)-(1)社外取締役を除く取締役：役位及び業績目標の達成度等に応じた数のポイント</u> <u>(i)-(2)社外取締役：一定数のポイント（非業績連動）</u> <u>上記①の(ii)の取締役：一定数のポイント（非業績連動）</u>

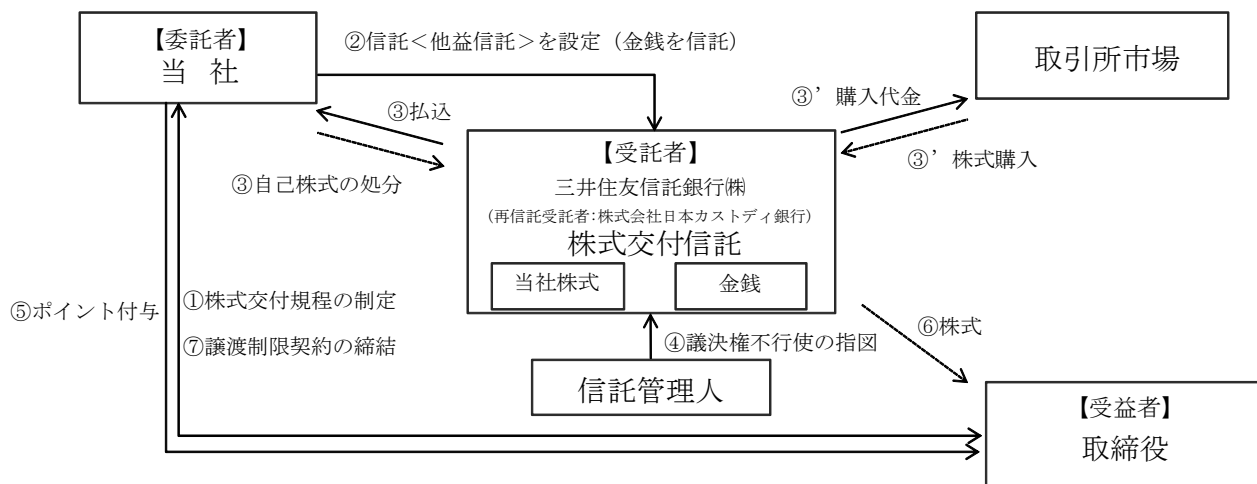
2. 変更後の本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される（ただし、下記3.の通り、当該株式については、当社と取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとします。）、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、下記⑥のとおり受益権を取得する取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定して（本信託）その受託者に金銭を信託しているところ、信託内の金銭が不足する場合には、受託者に、株式取得資金に相当する金額の金銭を追加拠出（追加信託）します（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に 残存している金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます（なお、従前の信託管理人からの変更はありません。）。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託に係る信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 交付された当社株式については、当社と当該取締役との間で、交付日から当社の取締役等を退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（２） 信託期間

本信託は、当初信託期間を約４年間（2025年３月４日から2028年12月末日まで）として設定していますが、下記（３）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（３） 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、2024年９月25日開催の第28期定時株主総会における決議に基づき、本制度に基づき取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役）に交付するために必要な当社株式の取得資金を本信託に信託しており、本信託はかかる本信託内の金銭を原資として当社株式を取得しています。今回本制度の対象に追加した取締役に対する当社株式の交付も、かかる本信託内の当社株式をもって行うものとしますが、本信託内の当社株式数が本制度に基づき取締役に交付するために必要と見込まれる株数に不足し、かつ、本信託内の金銭が、かかる不足分の当社株式を取得するために必要な資金に不足する場合には、当社は、かかる不足分の当社株式の取得資金を本信託に追加信託します。この場合には、本信託は、本信託内の金銭（当社が追加信託した金銭のほか、本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、追加取得します。ただし、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が行う信託は、上記１の表の③の上限金額以内になるように、かかる上限額の範囲内で行うものとします。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、

信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を５年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、上記１の表の③の上限金額の範囲内の金銭を本信託に追加拠出し、下記（５）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします。）。

（４） 本信託による当社株式の取得方法等

上記（３）に記載のとおり当社が本信託に当社株式の取得資金を追加信託する場合には、本信託が当社株式を追加取得することがありますが、かかる追加取得は、当社からの自己株式処分による取得または取引所市場（立会外取引を含む。）からの取得を予定しております。

（５） 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、上記１の表の⑤の

とおり、ポイントを付与します。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、(原則として)ポイントの付与を受ける都度、所定の手續を経て本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭(当該換金額)を交付することがあります。

(6) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(7) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(8) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.(5)②の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で譲渡制限契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から当社の取締役等を退任した直後の時点までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること

- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等
- ただし、退任日以後に交付する当社株式（もしあれば）については、譲渡制限を付さないものとします。また、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2025 年 3 月 4 日
信託の期間	2025 年 3 月 4 日～2028 年 12 月（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上